



山形県公報

平成30年3月31日(土)

号 外 (6)

目 次

規 則

- 山形県県税規則の一部を改正する規則…………… (税 政 課) … 1
- 山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則…………… (農業経営・担い手支援課) … 3

規 則

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第38号

山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則(昭和29年6月県規則第42号)の一部を次のように改正する。

別表2 県民税の項中「第53条第40項」を「第53条第42項」に、「第53条第41項」を「第53条第43項」に改める。

別表4 不動産取得税の項中「第77条第5項及び条例第78条第2項」を「第77条第6項、条例第78条第2項及び条例附則第14条の3第7項」に、「第80条第2項」を「第80条第2項及び条例附則第14条の3第7項」に改める。

別記第103号様式の注書第3項中「第77条第5項」を「第77条第6項」に改め、同注書第5項中「第70条の2第3項」を「第70条の2第5項」に改める。

別記第107号様式中

既存住宅	取 得 年 月 日	床 面 積
	取 得 予 定 年 月 日	

を

既存住宅	耐震基準適合 既存住宅等	取 得 年 月 日	床 面 積	着工予定年月日
	耐震基準不適合 既存住宅	取 得 予 定 年 月 日		完了予定年月日
改修工事 対象住宅	取得年月日		床 面 積	着工予定年月日
	年 月 日			完了予定年月日

に改め、同

様式の注書第2項中「第70条の2第3項」を「第70条の2第5項」に改め、同項を同注書第3項とし、同注書中第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 1 山形県県税条例第77条第2項又は第3項の規定の適用を受けようとする方は、「既存住宅」の欄の該当する既存住宅の左欄に○印を記入してください。

別記第107号様式の注書に次の2項を加える。

- 4 山形県県税条例第77条第3項の規定の適用を受けようとする方は、次に掲げる書類(同条例第80条の2第3項の規定により既に提出している書類がある場合には、当該書類を除く。)を添付してください。

(1) 当該土地の上にある住宅の登記事項証明書の写し又は当該住宅が昭和56年12月31日以前に新築されたも

ので地方税法施行令第37条の18第1項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

(2) 耐震改修工事請負契約書の写し等耐震改修に係る工事の発注者、種類及び完了の予定年月日を確認することができる書類

(3) 土地の売買契約書の写し

5 山形県県税条例附則第14条の3第6項の規定の適用を受けようとする方は、次に掲げる書類（同条例附則第14条の3第5項の規定により既に提出している書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付してください。

(1) 当該土地の上にある改修工事対象住宅の登記事項証明書の写し又は当該改修工事対象住宅が新築された日から10年以上を経過したものでまだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものであることを明らかにする書類

(2) 改修工事請負契約書の写し等改修工事の発注者、種別並びに着工及び完了の予定年月日を確認することができる書類

(3) 土地の売買契約書の写し

別記第107号の2様式中

住宅の建築（請負）業者 又は譲渡人	住（居）所 所在地	住宅の着工年月日		住宅の床面積
		年 月 日		
	住宅の完成（購入）年月日			
	年 月 日			
氏 名 名 称	既存住宅の取得年月日		年 月 日	
	年 月 日			

を

住宅の建築（請負） 業者又は譲渡人	住（居）所 所在地	住宅の着工年月日		住宅の 床面積	
		年 月 日			
		住宅の完成（購入）年月日			
		年 月 日			
		既存住宅	耐震基準適合既存住宅等		既存住宅の取得年月日
	耐震基準不適合既存住宅				
	氏 名 名 称	改修工事対象住宅の取得年月日			に改
		年 月 日			
		改修工事の着工年月日			
		年 月 日			
改修工事の完了年月日					
年 月 日					

め、同様式の注書第2項中「第70条の2第3項」を「第70条の2第5項」に改め、同項を同注書第3項とし、同注書中第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 山形県県税条例第77条第2項又は第3項の規定の適用を受けようとする方は、「既存住宅」の欄の該当する既存住宅の左欄に○印を記入してください。

別記107号の2の注書に次の2項を加える。

4 山形県県税条例第77条第3項の規定の適用を受けようとする方は、次に掲げる書類（同条例第80条の2第6項の規定により既に提出している書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付してください。

(1) 当該土地の上にある住宅の登記事項証明書の写し又は当該住宅が昭和56年12月31日以前に新築されたもので地方税法施行令第37条の18第1項の規定に該当する住宅であることを明らかにする書類

(2) 地方税法施行令第37条の18第2項の基準に適合する住宅であることを明らかにする書類

(3) 住宅の取得者が自己の住宅の用に供するために当該住宅を取得したことを明らかにする書類

(4) 土地の売買契約書の写し

5 山形県県税条例附則第14条の3第6項の規定の適用を受けようとする方は、次に掲げる書類（同条例附則第14条の3第5項の規定により既に提出している書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付してくだ

さい。

- (1) 当該土地の上にある特定住宅性能向上改修住宅の登記事項証明書の写し又は当該特定住宅性能向上改修住宅が新築された日から10年以上を経過したものでまだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものであることを明らかにする書類
- (2) 改修工事請負契約書の写し等改修工事の発注者、種別及び着工年月日を確認することができる書類
- (3) 当該改修工事の改修工事証明書
- (4) 当該特定住宅性能向上改修住宅が地方税法施行令附則第9条の4の規定に該当するものであることを明らかにする書類
- (5) 当該特定住宅性能向上改修住宅の売買契約書の写し等当該特定住宅性能向上改修住宅を個人に対し譲渡したこと及び譲渡の対価の額を確認することができる書類
- (6) 当該特定住宅性能向上改修住宅の譲受人が当該特定住宅性能向上改修住宅を自己の居住の用に供したことを明らかにする書類
- (7) 土地の売買契約書の写し

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正前の山形県県税規則により作成した用紙で改正後の山形県県税規則に相当規定のあるものは、当分の間使用することができる。

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第39号

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年12月県規則第62号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成30年3月31日印刷 発行所 山形県庁
平成30年3月31日発行 発行人 山形県